

農地利用最適化交付金事業の概要について

事業の趣旨

農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務に位置けられたことから、新制度に移行した農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため「農地利用最適化交付金事業」を実施

事業実施主体等

[実施主体]
新制度に移行した農業委員会

[実施要件]
農業委員会法第7条の指針を作成していること
(28年から30年までは事業実施年度内に当該指針を作成する旨を記載した計画書でも対応可能)

[対象期間]
事業実施年度の
4月1日から3月31日まで
(事業実施年度に新制度に移行した農業委員会の場合には、農業委員の任命の日)

交付金の返還

□ 国は、都道府県に対し、次の事項があった場合ね交付金の一部又は全部を返還させる措置を講じることができる。

- ① 要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合
- ② 事業を実施しなかった場合
- ③ 農業委員会成果報告、都道府県成果報告、農業委員会完了報告、都道府県完了報告、指針作成計画書の内容の虚偽又は誤り

事業内容

□ 農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、農業委員及び農地利用最適化推進委員の手当又は報酬の財源として交付金を交付する。

1 活動実績に応じた交付金

農地利用の最適化に向けた次の活動を実施した農業委員会を対象に交付

- ① 担い手への農地集積・集約化の推進活動～経営意向等の把握、意向等を踏まえた農地の出し手・受け手との調整活動等
- ② 遊休農地の発生防止・解消活動～利用状況調査、遊休農地所有者に対する相談活動等
- ③ 農地中間管理機構との連携活動～農地中間管理機構との打合せ等
- ④ 新規参入の促進活動～新規参入者への農地のあっせん活動等
- ⑤ その他農地利用の最適化に必要な活動～上記の活動に必要な会議等(総会、部会等に付随して実施する会議を除く。)

○ 予算総額の3割の範囲内で交付

[上限額]

農業委員等数×6千円×12月

※ 事業実施年度に新制度に移行した農業委員会の場合には、農業委員の任命の日の属する月から3月までの月数

2 成果実績に応じた交付金

農地利用の最適化に向けた活動の実施により、次の成果を上げた農業委員会を対象に、最適化に向けた活動を実施してきた場合(事業実施年度の4月1日から12月末までの間)に交付

- ① 担い手への農地集積
- ② 遊休農地の発生防止・解消
(上記の成果を上げるため、農地中間管理機構との連携や新規参入の促進に積極的に取り組む)

○ 予算総額の7割の範囲内で交付

[算定額]

農業委員等数×14千円×12月×(評価点÷9)

留意事項

□ 活動実績に応じた交付金により手当又は報酬が支払われる農業委員等について、活動年月日、活動時間及び活動内容を把握し、活動記録簿を作成すること。

□ 別添の1の(2)の農業委員会の活動による農地集積面積の把握に際しては、農業委員会の活動による成果であることを示す資料を整理の上、確認すること。

□ 農業委員等各人の農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて手当又は報酬を支払うよう努めるものとする。

また、本事業が農地利用の最適化の積極的な活動を推進することを趣旨としていることに鑑み、農業委員等の手当又は報酬について、業務に見合う適切な水準となるよう努めるものとする。

□ 交付金の申請

活動実績に応じた交付金のみ受ける	○
成果実績に応じた交付金のみ受ける	×
活動実績・成果実績ともに受ける	○
活動実績・成果実績ともに受けない	○

□ 事業の着手は、4月1日から可能(農業委員会交付金同様)